

都道府県、政令指定都市
土地区画整理事業主管部局長
市街地再開発事業主管部局長
防災街区整備事業主管部局長 各位

国土交通省 都市局 市街地整備課長
住宅局 市街地建築課長

土地区画整理法施行規則、都市再開発法施行規則、新都市基盤整備法施行規則及び密集市街地における
防災街区の整備の促進に関する法律施行規則に規定する本人確認書類について
(技術的助言)

土地区画整理法施行規則(昭和30年建設省令第5号)、都市再開発法施行規則(昭和44年建設省令第54号)、新都市基盤整備法施行規則(昭和50年建設省令第4号)及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則(平成9年建設省令第15号)の一部改正を含む「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」(令和2年国土交通省令第98号)は、本年12月23日に公布され、令和3年1月1日に施行されます。これにより、土地区画整理法施行規則、都市再開発法施行規則、新都市基盤整備法施行規則及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則において様式への押印及び印鑑登録証明書の添付を求めている手続について、押印を不要とし、本人確認書類を添付することとなりました。

つきましては、下記のとおり通知しますので、適切な運用を図っていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、この旨を貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対して周知いただきますよう、併せてお願いいたします。

記

土地区画整理法施行規則第16条及び第23条(同規則別記様式第8及び別記様式第10)、都市再開発法施行規則第1条の3、第24条、第37条の7及び第37条の8(同規則別記様式第1、別記様式第5及び別記様式第22から別記様式第24まで)、新都市基盤整備法施行規則第29条(同規則別記様式第8)並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第54条及び第86条(同規則別記第7号様式及び別記第11号様式)に規定する手続においては、様式への押印及び様式に署名した者(都市再開発法施行規則第37条の7及び第37条の8(同規則別記様式第22から別記様式第24まで)に規定する手続にあっては、様式に押印した者)の印鑑登録証明書の添付が規定されておりましたが、本改正により、押印を不要とし、本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、旅券の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類(法人にあっては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類))を添付することとなりました。

なお、その者が本人であることを確認するに足りる書類として、個人においては、運転経歴証明書の写しや印鑑登録証明書等が、法人においては、法人の代表者の運転免許証等と法人の代表者が当該法人の代表者であることを確認できる登記事項証明書の組み合わせ等が考えられます。

以 上